

# 建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

## 【経審の審査基準見直し①～技術者は6ヶ月～】

平成22年7月26日に中央建設業審議会（中建審）は経営事項審査（経審）の審査基準の改正を前原国土交通大臣へ答申しました。

前回の建設業タイムズVOL. 1で取り上げました経審の審査基準の改正ですが、上記答申により、その具体的な内容が明らかになりました。

主な経審の審査基準の改正は次の通りです。

- (1) 技術者評点における加点要件を『審査基準日時点の雇用』から『審査基準日前6ヶ月以上の雇用』に改める。
- (2) 法的整理の対象となった再生企業に対しては社会性などの評価（W点）において、再生期間中はW点から60点を一律に減点し、再生期間終了後は営業年数評価をゼロ年にリセットする。
- (3) W点の評価項目に建設機械の保有状況やISOの取得状況を追加する。
- (4) 完成工事高（X1）と元請完成工事高（Z2）の評点テーブルを上方修正する。

今回は（1）技術者について見ていきたいと思います。他の項目につきましては次回以降ご紹介していきます。

前回の中建審の時点では『審査基準日前3ヶ月以上の雇用』の方向でしたが、『審査基準日前6ヶ月以上の雇用』に改めることになり、さらに要件が厳格化される方針です。

こちらは、技術者の名義借りなどによる不正を防ぐ観点から今回の改正となりました。加点対象となる技術者を入社年度において加点対象とするためには、改正後では審査基準日の6ヶ月以上前になるように入社日を考慮する必要があります。

また、改正前では『雇用期間を限定することなく常時雇用されている技術者』を加点対象としているために、高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者（毎年契約を更新する技術者）は雇用期間が限定されており、常時雇用とされず加点対象外でした。

しかし、改正後では、再雇用された継続雇用制度の対象者は雇用期間が限定されている場合でも、『常時雇用されているものとみなす』とされ、加点対象になります。

今回の改正は平成23年4月より適用開始を目指し、国交省で整備が進められています。